玖珠九重行政事務組合における人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高める目的から事務局職員の勤務条件等について住民の皆さまに知っていただくため、公表します

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)退職及び採用の状況

令和4年度退職者（令和4年4月1日～令和5年3月31日）				令和4年度採用者（令和4年4月1日付）	差（採用者数－退職者数）
定年退職	応募認定	その他	計（A）	（B）	（B－A）
0人	0人	0人	0人	0人	0人

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1） 勤務時間の状況

（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分から 17時00分まで	12時15分から 13時00分まで	土曜日及び日曜日

（2） 年次有給休暇の状況

① 制度の概要

（令和4年4月1日現在）

制　度　の　概　要
1年につき20日（20日を超えない範囲で残日数を翌年に繰り越すことが可能）

② 取得状況

（令和4年1月～令和4年12月）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
191	66.8	5	13.4	34.97%

・当該期間の全期間に在職した一般行政職の者を対象としています。

（3） 育児休業の取得状況

令和4年度

区　分	男 性	女 性
新規に取得した者	0人	0人
前年度から引き続き取得している者	0人	0人

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

（1） 分限処分の状況

令和4年度

区　分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合	0人	0人	0人	0人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件で起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人

（2） 懲戒処分の状況

令和4年度

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等の定めに違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人

4． 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1） 研修の実施状況

職員の研修については、玖珠町の庁内研修に加え、大分県自治人材育成センター等の研修に参加することとしています。

（令和4年度実績）

研 修 名	研修期間	参加人数
課長研修	R4.5.13	1人
人事評価研修（評価者）	R4.5.24	1人
人事評価研修（被評価者）	R4.5.24	1人
第1回職員人権研修	R4.8.23	14人
管理職等研修	R4.9.22	2人
デジタルトランスフォーメーション研修	R4.10.3	2人
インボイス研修（ZOOM）	R4.10.19	3人
リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修	R4.11～12	14人
ハラスメント防止研修	R4.11.1	14人
メンタルヘルス研修	R4.11.22	14人
第2回職員人権研修	R4.12.20	14人
管理職人権研修	R5.1.16	3人
	参加人数	83人

（2） 評定の状況 （令和4年度実績）

評定の対象	9名
評定者	管理者・副管理者・事務局長
評定回数及び時期	年1回 12月
評定対象期間	令和4年1月1日～令和4年12月31日
評定結果の活用方法	昇給・昇任・昇格

5． 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1） 各種福利厚生制度について

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は大分県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

また、地方公共団体は、地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生の計画を樹立し，実施することが義務付けられています。そのため本組合では、玖珠町職員互助会（派遣職員は従前の団体）に加入し、福利厚生等の向上のための事業を実施しています。

令和4年度 会員数3名、公費負担額：22千円

給付事業：会員等の出産・死亡等に対して給付を行っています。

厚生事業：会員相互の親睦を深めるために、体育活動や文化活動に対して補助を行っています

（2） 公務災害補償制度について

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

当組合は、地方公務員災害補償基金大分県支部に加入しています。

6． その他の事項

（1） 公平委員会に係る業務に関すること

当組合は、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会を設置しています。

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度末	令和4年度	令和4年度			令和4年度末
係属件数	措置要求件数	取下げ	却 下	判 定	係属件数
0	0	0	0	0	0

（注） 件数は、措置の要求をした職員1人をもって1件として数えています。

② 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和4年度の不服申立ての状況については、以下の通りです。

令和3年度末	令和4年度	令和4年度			令和4年度末
係属件数	措置要求件数	取下げ	却 下	判 定	係属件数
0	0	0	0	0	0

（注）件数は、不服申立てをした職員1人をもって1件として数えています。